

障害者差別解消法による 不当な差別的取扱いとは

- 障害者差別解消法では障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。
- 企業や店舗などの事業者や、国・都道府県・市町村などの行政機関等においては、例えば「障害がある」という理由だけで財・サービス、各種機会の提供を拒否したり、それらを提供するにあたって場所・時間帯等を制限したりするなど、「障害のない人と異なる取扱い」をすることにより障害のある人を不利に扱うことのないようにしなければなりません。

- 具体的には、
 - ① 行政機関等や事業者が、
 - ② その事務または事業をおこなうにあたり、
 - ③ 障害を理由として、
 - ④ 障害者でない者と比較して、
 - ⑤ 不当な（正当な理由のない）差別的扱いをすること等により、障害のある人の権利利益を侵害することが禁止されています。



なごみ

第 277 号
2025 年 4 月 1 日 発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

不当な差別的取扱いの具体例

1



保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る

2



障害のある人向けの物件はないと言って対応しない

3



保護者や障害があることを理由として、障害のある人に対して一律に接遇の質を下げると

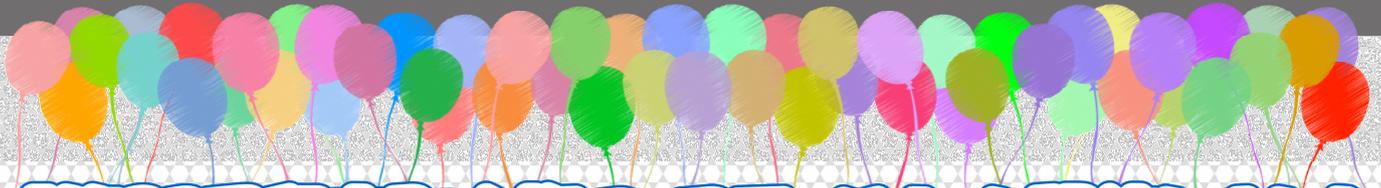
正当な理由がある場合

- 障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに「正当な理由がある」場合、すなわち当該行為が、
 - ① 客観的にみて正当な目的の下におこなわれたものであり、
 - ② その目的に照らしてやむを得ないといえる場合
 は、「不当な差別的取扱い」にはなりません。
- 正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。





みんなで築こう 人権のまちづくり



「第23回和東町人権フェスティバル」を開催しました

2025年3月9日(日)、和東町人権ふれあいセンターで「第23回和東町人権フェスティバル」を開催しました。

和東保育園の園児たちは、元気いっぱいに楽器演奏やステキなお歌を披露してくれました。

また、マーキィさんのクラウンショーでは、ジャグリングやマジックなど、あっと驚くパフォーマンスを披露され、子どもや大人の方も含めて大盛り上がりでした。

そして、午後からの玉城ちはるさんのトーク&コンサートでは、外国人の方をはじめとしたさまざまな多様性の受け入れ方であったり、コミュニケーションの取り方であったりと、普段の生活でも取り入れられるようなことも教えていただきました。



マーキィさん

ほかにも様々な模擬店や各教室で心を込めて仕上げてくださいました。また、作品展示も来場者でにぎわい、展示作品を感心されながら眺めておられました。

当日、ご来場いただきましたみなさま、また、ご協力いただいたみなさま、本当にありがとうございました。

このイベントを機に、みなさまの人権意識を高めいただき、一人一人が尊重されるまちを目指して、行動していただけることを願っています。



玉城 ちはるさん

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。
悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。

人権に関わるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。



4月の相談日

月日・・・4月25日(金)
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター



お問い合わせ先
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212